

# 複数校合同チームについて

平成18年5月15日  
全国高体連基本問題検討委員会

## 複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒を救済するための教育的配慮に基づくものであり、各学校の部活動運営にあたっては、創意工夫を凝らして部員数の確保に努め、可能な限り学校単位での大会参加が出来るよう努力すべきものである。

### 1 学校の統廃合に伴う複数校合同チームの大会参加について

- ① 学校の統廃合は行政的な問題であるので、本連盟では、統廃合を前提とした減学級もしくは募集停止が実施された学校の部同士が、統廃合前の2年間に限り合同チームを組み全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。  
ただし、統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。
- ② 一人の選手が、単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

### 2 部員不足等に伴う複数校合同チームの大会参加について

部活動活性化のために、全国的に合同での部活動が進められる中で、複数校合同チームでの大会参加を認めてほしいという社会的要請があることを受け、本連盟は次のように考える。

- ① 全国高等学校総合体育大会は、学校対抗制を原則とする。学校対抗制とは単独校で大会に参加することであるため、部員不足に伴う合同チームの参加は認めない。
- ② 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。
- ③ 合同チームの編成は、勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。大会参加にあたっては合同部活動が継続的に行われていることを要件とする。
- ④ 合同チームは、同じく部員不足のため部活動の継続が困難となっている学校同士に限る。

## 合同チームによる大会参加についての基本的な考え方

近年、少子化の進行とともに、学校においては部活動の部員不足が一部に生じております。

このため、競技大会への参加をあきらめざるをえない状況にあります。

このような状況の中で、隣校同士による合同チームを結成し、大会への参加を模索する傾向があります。

このことについて、本連盟として教育的配慮のもと、下記の基本的な考え方を定めた。

### 記

#### ☆ 基本的な考え方

- 1 合同チームについては、団体競技（個人種目がある競技は除く）のみとする。
- 2 合同チームを編成できるのは、単独での大会参加が困難な学校で、原則として隣校同士とする。
- 3 合同チームとして編成する学校は、原則として2校とする。
- 4 合同チームを編成する各学校長の承認があること。
- 5 合同チームによる練習が、各校1名以上の引率のもとに、計画的・継続的に実施できること。
- 6 合同チームは、上位大会への出場権及び、次大会のシード権はないものとする。

平成 年 月 日

( 競技 )  
合同チーム大会参加申込書

県高体連専門部長 殿

合同チーム代表者名 \_\_\_\_\_ 印

下記の大会に合同チームによる参加を申し込みます。

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

☆ 合同チーム混成学校名および人数

\_\_\_\_\_ 高等学校 ( 人 )

\_\_\_\_\_ 高等学校 ( 人 )

☆ 合同チーム練習実施状況報告書 (合同練習の記録を記載)

☆ 上記大会に、合同チームとして本校生徒の参加を承認します。

\_\_\_\_\_ 高等学校 学校長 \_\_\_\_\_ 公印